



## 50回目を迎える「司法制度研究集会」を成功させよう！

このたび日民協の理事に就任させていただくとともに、執行部の一員にも加えていただきました。今後ともよろしく願いいたします。

本誌でも報告がなされたように、2019年7月1日に、日民協と青法協弁護士学者合同部会、自由法曹団からなる実行委員会により、映画「憲法を武器として一恵庭事件知られざる50年目の真実」上映会を行いました。これはきたる11月23日に予定されている司法制度研究集会のプレシンポとして位置付けられたものです。映画では、若き内藤功弁護士、新井章弁護士などが実名で登場し迫力ある弁論を行います。このように弁護士が活躍するシーンにももちろん心揺さぶられました。被告人席に立たされた野崎兄弟の、裁判官にも検察官にも遠慮しない気迫に圧倒されました。当時の法廷でのやりとりを録音したテープをもとにして構成されていますので臨場感あふれる法廷劇を見ることができました。この上映会に先立って、青法協の総会が6月に開催されました。その際のオプションツアーにて、恵庭事件、長沼事件ゆかりの河川や沼地、そして自衛隊道央基地を見ていたことから、野崎兄弟のやむにやまれぬ思いを深く感じ取ることでもできました。

上映後のミニ講演の中で、内藤先生、新井先生とともに、安倍政権によってないがしろにされている憲法秩序を回復させるためには、まずもって法律家が声を上げなければならない、法律家こそ裁判所の実情を市民に広く語るべきだと述べておられました。また、最高裁人事の酷さに呆れるだけではなく、それを具体的に批判し、改革案を出していくべきではないかと述べておられました。さらに、裁判所に時代の新しい風を送り込めるのは若い裁判官しかおらず、それを支えられるのは若い弁護士たちだと熱いエールも送っていただきました。そう若くはないと自認している弁護士たちをも奮い立たせる発言でした。

こうした思いを受け、11月23日には「今あらためて、司法と裁判官の独立を考える」というテーマで、司研集会を開催します。前述の新井章先生には、長沼判決から50年

という節目に当たって私たち法律家が何をなすべきかという観点から冒頭の基調講演をしていただきます。

また、2015年に「検証・司法の危機」を出版され（私は出版記念パーティの実行委員を務めさせていただきました）、1969年から始まる日民協や青法協などに対する攻撃を実証的に明らかにされた鷲野忠雄先生にも、司研集会では発言していただきます。いまま青法協の本部事務局には、当時の裁判官から送られてきた内容証明郵便での「脱退届」がたいせつに保管されています。まさに鷲野先生が青法協の事務局長を務めていた時代に起きた大事件でした。修習生時代、そして新任判事のころは、憲法擁護を誰はばかりことなく発言することができた裁判官たちが、どうして突然憲法を語ることをやめたのか。青法協を脱退した裁判官に対する批判で話を終わらず、そうせざるを得なくなった背景事情を知ることが、裁判官の独立を考えるうえで有益なのでしょう。またそれとともに、いまの裁判所にはもちろん50年前とは違った事情もあるはずです。現状については、司研集会の特別報告者である元裁判官の井戸謙一先生や岡口基一判事問題に詳しい島田広先生からもお聞きすることができます。というわけで、11月23日の司研集会の宣伝で話をむすびたいと思います。（弁護士 大山勇一）

### ※編集後記

猛暑と酷い自然災害。記録史上例のない厳しさに見舞われた今年の夏。私たちは、参議院選挙を闘い、第58回定時総会を成功裡に終了させ、つかの間の休息をとり、今号の編集作業にとりかかった。せめて、合併号ぐらい9月初旬に発刊したいものと意気込んでいたものの、なんと、下旬ストレス……。内食・中食などテレビから流れる耳慣れない言葉を理解する間もなく、数日後には実施される消費税増税。課題山積の秋、せめて、元気に乗り越えよう。（林敦子／富樫美穂）